平成２５年（フ）第２０号
島根県松江市浜乃木６―13―10　レオパレスアキュパル浜乃木103号、開始決定時の住所長野県松本市北深志３－２－５　レオパレスベルヴィル106号、住民票上の住所新潟県新潟市東区牡丹山６丁目14番14号９　ディセット・ハイム牡丹山305号
破産者　松尾　　学
1　決定年月日　平成25年８月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２５年（フ）第２１号
北海道白老郡白老町末広町５丁目５番１号
破産者　荻田　賢一
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２５年（フ）第７３９号
神奈川県茅ヶ崎市幸町11番14号
破産者　加藤真由美（旧姓足達）
1　決定年月日　平成25年８月13日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４９６０号
堺市西区浜寺元町４丁503番地６
破産者　野原　和広
1　破産債権の届出期間　平成25年９月20日まで
2　一般調査期日　平成25年10月21日午後３時
平成25年８月12日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第１２６号
山口市鋳銭司3469番地１
破産者　蔵本　栄治
異議申述期間　平成25年９月24日まで
平成25年８月13日
山口地方裁判所民事部破産係

監 督 命 令

平成２５年（再）第３号
神奈川県厚木市愛名538番地７
再生債務者　井上　洋一
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　神奈川県小田原市本町１―４―７朝日生命小田原ビル402　加藤・長谷川法律事務所　弁護士　髙梨　陽輝
平成25年８月12日
横浜地方裁判所小田原支部民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２５年（再イ）第５１号
埼玉県鶴ヶ島市大字五味ヶ谷253番地21
再生債務者　山形加津宏
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月13日から平成25年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第５５号
埼玉県富士見市西みずほ台２丁目５番地２サンライトマンションけやき２―105
再生債務者　中川　智晴
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年８月30日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月13日から平成25年９月20日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（再イ）第６９号
さいたま市緑区大字中尾3021番地１
再生債務者　望月健太郎
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月２日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２５年（再イ）第３５号
埼玉県越谷市北越谷２丁目26番29号
再生債務者　石渡　正巳
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月２日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第３７号
埼玉県北葛飾郡杉戸町杉戸１丁目10番19号
再生債務者　齊藤　良信
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月２日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年９月24日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係

平成２５年（再イ）第３４号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目110番地の20
再生債務者　橋本　拓志
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月２日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月９日から平成25年９月24日まで
神戸地方裁判所尼崎支部

平成２５年（再イ）第１６０号
札幌市西区西野４条３丁目４番13号
再生債務者　白鳥　智史
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月３日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１６３号
北海道千歳市弥生２丁目３番９号　コーポプライム203号
再生債務者　中村和華子
1　決定年月日時　平成25年８月13日午前11時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月３日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１７７号
札幌市清田区里塚緑ケ丘11丁目６番20号
再生債務者　村上　俊彦
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月３日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第１９０号
北海道北広島市大曲南ヶ丘４丁目13番地５
再生債務者　高田　秀弘
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月３日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月17日から平成25年９月24日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（再イ）第３３号
静岡市葵区下1238番地の10
再生債務者　黒木　真琴
1　決定年月日時　平成25年８月13日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年９月３日まで
4　一般異議申述期間　平成25年９月12日から平成25年９月24日まで
静岡地方裁判所民事第２部